

次世代育成支援対策推進法に基づく岐阜県立下呂温泉病院一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年10月 1日～令和 6年 9月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業の取得促進を図る。

<対策>

- 令和4年10月～ 出生時育児休業（仮称）の導入と育児休業の分割取得の規程化
- 令和6年 3月～ 該当職員の20%が育児休業取得することを目指す。

目標2：ノー残業デーを設定し、家族との団らんを促進する。

<対策>

- 令和4年 1月～ 「ノー残業デー」を金曜日に設定し、院内周知を行い、啓発する。
- 令和4年 9月～ 「ノー残業デー」は原則帰宅できる職場とする。
- 令和5年 3月～ 「ノー残業デー」の残業を緊急性のある場合を除き無くす。

目標3：年次休暇の取得促進し、1人当たり平均年6日以上とする。

<対策>

- 令和3年12月～ 年次休暇の取得状況調査
- 令和4年 1月～ 常勤職員の年次休暇の起算日を4月1日に変更
- 令和4年 4月～ 各部門において年次休暇の取得計画の策定